

## 役員報酬等規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明徳会（以下、「法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員に支払われる報酬等に関し必要な事項を定める。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする常勤の理事（以下「常勤理事」）をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員を言う。
- (4) 報酬等とは、定款第21条に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、「役員費用弁償規程」に定める費用、及び職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤理事の勤務の様態に応じ報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事には、賞与を支給しない。
- 3 常勤理事の退職に当たっては、当該理事の任期に応じて退職手当を支給することができる。
- 4 非常勤役員には、報酬を支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事に支給する月額報酬は別表第1「常勤理事の月額報酬」で定める金額の範囲内で、理事会によって決議された額とする。

- 2 常勤理事に対する退職手当は、別表第2「常勤理事退職手当の算出要領」に定める算式により算出される金額の範囲内で、評議員会によって決議された額とする。
- 3 退職金は、常勤理事として円満に勤務し、かつ、任期満了、死亡等により常勤理事でなくなった場合にその本人に対して支給するものとする。但し、死亡により退任した場合には、その役員の遺族（なお、第一順位を配偶者とし、第一順位の者がいない場合には、第二順位として子）に対して直接支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(通勤費その他の費用)

第6条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。この場合、常勤理事には、通勤に要する交通費として、この法人の職員給与規程に定めるところにより通勤手当を支給するものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法の法律第45条の3第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定めるものとする。

付 則

この規則は、平成29年 7月 1日から施行する。

別表第1 常勤理事の月額報酬額及び功績倍率

常勤理事区分	理事長	常務理事	理事
月額報酬	700,000 円以内	600,000 円以内	500,000 円以内
功績倍率	3.0 倍以内	2.0 倍以内	1.5 倍以内

別表第2 常勤理事退職手当の算出要領

1 退職手当の額

退職時の報酬月額×支給率×功績倍率。ただし、在職年数（常勤理事としての在職年数をいう。以下同じ。）が1年以上の者で当該在職期間に1年未満の在職月数がある場合は、次による額を加算

- (1) 在職年数が2年未満の場合は、報酬月額に1年を超える在職月数／12に100分の50を乗じて得た額
- (2) 在職年数が2年以上の場合は、報酬月額に当該在職年数を超える在職月数／12に100分の100を乗じて得た額

2 支給率

在職年数が1年以上2年未満である場合は満1年につき100分の50とし、在職年数が2年以上である場合は1年を超える満1年につき100分の100をこれに加える。ただし、在職年数が1年に満たない場合は支給せず、10年以上の場合は一律100分の950とする。

(支給率早見表)

在職年数	支給率
1年以上2年未満	在職年数につき0.5
2年以上3年未満	在職年数につき1.5
3年以上4年未満	在職年数につき2.5
4年以上5年未満	在職年数につき3.5
5年以上6年未満	在職年数につき4.5
6年以上7年未満	在職年数につき5.5
7年以上8年未満	在職年数につき6.5
8年以上9年未満	在職年数につき7.5
9年以上10年未満	在職年数につき8.5
10年以上	在職満年数につき一律9.5

3 功績倍率

常勤理事区分により、常勤理事の功績等を勘定し、功績倍率を決定する。